

令和6年度福岡県教育センター派遣コンサルタント実施要領

1 目的

(県立学校及び教育関係団体等)

学校が主催する自主的な研修や取組等に対し、福岡県教育センター(以下、「教育センター」という。)の指導主事を派遣する等の支援を行うことをとおして、学校教育活動の改善と充実に資する。

(市町村(学校組合)立学校)

学校が行う自主的な研修や取組等への指導・支援を行う教育事務所の業務に対し、その遂行が困難と認められる場合において、支援業務を代行及び補完することをとおして、本県の学校教育活動の改善と充実に資する。

2 内容

教育センター各部の専門性及び調査研究の成果を生かし、学校、教育関係団体等における研修、研究授業等への指導助言及び支援を行う。

3 申込可能機関

県立学校(県教育委員会の所掌事務の対象となる学校)及び市町村(学校組合)立学校、教育関係団体(教育研究所等)

4 申請手続き

(県立学校及び教育関係団体等)

(1) 原則として、2週間前までに教育センター担当部班主任指導主事(総括)に事前連絡・打合せ等を行った上で、派遣申請を行う。

なお、同一校への派遣は、年度に3回以内を原則とする。

(2) 校長又は代表者が教育センターホームページにある申込フォームに入力し、申請する。

(市町村(学校組合)立学校)

(1) 学校等は、市町村教育委員会を通じて教育事務所に対し指導主事の派遣依頼を行う。

※学校等から教育センターへの派遣依頼は、直接行わない。原則として教育事務所が学校支援を行う。

(2) 教育事務所等による対応が困難な場合、教育事務所から教育センターに対して派遣依頼を行い、教育センターからの派遣が可能な場合、教育事務所から学校に派遣可能の連絡を行う。

(3) 学校等は、教育センターに事前連絡・打合せ等を行い、校長又は代表者が教育センターホームページの申込フォームに入力し、派遣申請を行う。

5 派遣可能日

派遣可能日は、原則として次の期間とする。

教育センター支援部会が定める派遣可能日、県立学校は5月14日から12月27日、義務制

の学校は、義務基本研修が実施されていない7月から9月の期間。

ただし、次の期間は派遣期間から外す。

- (ア) 要請を受けた担当者が主担当となっている研修当日を含めた前1週間
- (イ) 所内会議・研修、基本研修、福岡教師塾等の開催日
- (ウ) 研究発表会前2週間
- (エ) 義務制指導主事においては、論文審査期間中

6 その他

教育センター職員の派遣に係る旅費は教育センターが負担する。